

## 主な申告漏れ等の事例

### 事例1: 輸入者が自らインボイスを改ざん <重加算税が賦課された事例>

輸入者Aは、中国の輸出者から電熱グローブ等を輸入していました。Aは、正規の価格が記載されたインボイスをもとに、自ら正規の価格よりも低い価格に書き換えたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は 8,721 万円、追徴税額は 1,846 万円(うち重加算税 256 万円)でした。

### 事例2: 輸出者と通謀して虚偽のインボイスを作成 <重加算税が賦課された事例>

輸入者Bは、ニュージーランドの輸出者からサプリメントを輸入していました。Bは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、輸出者と通謀して、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを輸出者に作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は 1,705 万円、追徴税額は 561 万円(うち重加算税 142 万円)でした。

### 事例3: 輸入貨物に係る追加貨物代金の申告漏れ

輸入者Cは、アメリカの輸出者から磁気ディスク等の記憶装置を輸入していました。Cは輸出者に対し、輸入貨物の代金を支払いましたが、輸入許可後に輸出者から購入した輸入貨物の売買価格改定に伴い、増額分の追加貨物代金を支払っていませんでした。本来、この追加貨物代金は課税価格に含めるべきものでしたが、Cは修正申告を行っていませんでした。

その結果、不足していた課税価格は 13 億 6,870 万円、追徴税額は 1 億 3,148 万円でした。

### 事例4: 輸入者が無償提供した部分品等の申告漏れ

輸入者Dは、中国の輸出者から光学フィルターを輸入していました。Dは、光学フィルターに組み込まれる部分品等を輸出者に無償で提供していました。本来、これらの無償提供に要した費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Dは一部を課税価格に含めずに申告していました。

その結果、不足していた課税価格は 51 億 820 万円、追徴税額は 5 億 7,300 万円でした。